



新型コロナウイルス感染症 関連支援制度一覧

香芝市企画政策課

(令和2年7月27日作成)

1 市民の方へ

- (1) 助成・給付・貸付に関するもの..... 1～3
- (2) 減免・支払い猶予などに関するもの..... 4
- (3) 対応期間の延長に関するもの..... 5
- (4) 相談窓口 6～9
- (5) その他支援制度等..... 10

2 企業および個人事業主などの方へ

- (1) 助成・給付などに関するもの..... 11
- (2) 融資に関するもの..... 12
- (3) 支払い猶予・減免・対応期間の延長に関するもの 13
- (4) 相談窓口 13

1. 市民の方へ

(1) 助成・給付・貸付に関するもの

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
特別定額給付金	給付対象者1人につき10万円を給付します。	令和2年4月27日(基準日)に住民基本台帳に記録されている方	市	新型コロナウイルス感染症緊急 経済対策本部 特別定額給付金交付係 TEL 0745-44-3147
子育て世帯への 臨時特別給付金	対象児童一人につき1万円を給付します。	令和2年4月分(3月分を含む) の児童手当を受給している方	市	児童福祉課 TEL 0745-79-7522
健康維持推進給付金	給付対象者1人につき1万円を給付	次の要件をいずれも満たす方 ①令和2年4月30日現在、香芝市 国民健康保険の資格があり、かつ、 令和2年6月11日の同資格がある かた ②平成31年4月1日以降に香芝 市国民健康保険料の納付実績があ る世帯のかた、但し、令和2年4月1 日以降に資格を取得した場合は納 付実績を問いません。	市	国保医療課国民健康保険 健康維持推進給付金担当 TEL 0745-79-7533
香芝みらいクーポン (第1弾)	・市内の登録店(売場面積200㎡以下)で利用可能な クーポン券(300円券)を、市内各世帯につき2枚配 布。 ・利用期間:令和2年7月6日~同年8月31日 ・使用方法:1回の会計につき、1,000円(税別)以上 のお買い物に使用可。 ・配布方法:「広報かしば・お知らせ版7月号」に同封。 ※広報を入手できない方の場合、商工振興課窓口にて 身分証を提示いただけたら、1世帯(同一住所)につ きクーポン券2枚を配布可能。	・市内全世帯 (1世帯につき2枚配布)	市	商工振興課 TEL 0745-44-3312
香芝みらいクーポン (第2弾)	・市内の登録店で利用可能なクーポン券1冊(500円 券×10枚=計5,000円分)を配布。 ※5,000円のうち、2,500円は大型店舗(スーパ ー等)を含む全登録店舗で利用可能な「共通券」。残り の2,500円分は大型店舗を除く市内中小店舗での み利用可能な「専門券」。 ・利用期間:令和2年9月1日~同年12月31日 ・使用方法:市内の登録店にて1回の会計につき、 1,000円(税込)以上のお買い物で1枚使用可能。 ・配布方法:普通郵便で郵送 ※8月27日頃より随時発送予定	・市内全世帯 (令和2年8月1日において、本市の 住民基本台帳に記録されている世 帯、1世帯につき1セット)	市	商工振興課 TEL 0745-44-3312
生活福祉資金貸付制度	新型コロナウイルスによる休業や失業により、一時 的な生活資金にお困りの人への緊急小口資金及び総 合支援資金(生活支援費)の特例貸付を行います	市民 ※詳細は、市社会福祉協議会へご 確認ください	その他	香芝市社会福祉協議会 TEL 0745-76-7104

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
昼食支援交付事業 (市立)	給付対象者1人につき、4、5月分の給食費相当分の額を給付します。	就学援助認定者のうち、昼食支援金交付申請書を提出された方	市	学校教育課 TEL 0745-44-3335
昼食支援交付事業 (私立等)	新型コロナウイルス感染症拡大による経済支援策として香芝市立小・中学校の2か月分の学校給食費が無償になることに伴い、給付対象者1人につき、6、7月分の給食費相当分の額を給付します。	令和2年6月1日(基準日)に住民基本台帳に記録されている人で、学校教育法第1条に規定される教育施設のうち、香芝市立小・中学校以外に通うお子さま	市	学校教育課 TEL 0745-44-3335
給食費補助	私立の保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育園に通っている子どもの給食費2ヵ月分(6月・7月分、公立施設相当額)を補助します。 公立・私立の0～2歳児は給食費相当額を保育料から減額します。	香芝市民で、令和2年6月・7月に保育所・幼稚園・認定こども園・小規模保育園に通っている子どもの保護者	市	こども課 TEL 0745-44-3336
ひとり親世帯臨時特別給付金 【基本給付】	1世帯につき5万円、 第2子以降1人につき国から3万円 市から2万円を給付します。	令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方及び新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を支給している方と同じ水準となっている方	国 市	児童福祉課 TEL 0745-79-7522
ひとり親世帯臨時特別給付金 【追加給付】	新型コロナウイルス感染症の影響をうけて家計が急変し、収入が急変した方に1世帯5万円を給付します。	令和2年6月分の児童扶養手当が支給された方及び公的年金などを受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方	国	児童福祉課 TEL 0745-79-7522
住居確保給付金	離職者などについて、住居を失う恐れのある人などを対象に、就職活動を行うことなどの条件により、家賃相当額(上限あり)を一定期間支給します。	離職などにより経済的に困窮し、住居を喪失した方または住居喪失の恐れがある方(収入要件・資産要件等あり) ※詳細は、市社会福祉協議会へご確認ください。	その他	香芝市社会福祉協議会 くらし・しごと相談窓口 TEL 0745-76-7104
放課後等デイサービス 利用料助成	学校の臨時休校に伴い、放課後等デイサービスの利用が増加した分に係る給付費・利用者負担額を助成します。(※負担上限額に満たない場合に限りま す。)	学校などの休校に伴い放課後等デイサービスの利用が増加した方	市	社会福祉課 TEL 0745-79-7151 FAX 0745-79-7532

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
ファミリー・サポート・センター 利用料助成	新型コロナウイルス感染症対策として学校等の臨時休業により、ファミリーサポートセンターを利用した場合の利用料を助成します。	幼稚園、認定こども園、小学校の臨時休業等によりファミリー・サポート・センターを利用した利用会員 ※会員登録が必要	国	児童福祉課 TEL 0745-79-7522
高収益次期作支援交付金	次期作に向け前向きに高収益作物（野菜・花き・果樹・茶）の作付けする生産者に対し、種苗等の資材購入や機械レンタル等の支援 5万円/10a 新品種や新技術の導入等の取組 2万円/10a 花きや茶等の高品質なものを厳選して出荷する取組 2200円/人・日	2月～4月に高収益作物の出荷実績があり新型コロナウイルス感染症の発生により売上げが減少する等の影響を受けた高収益作物について次期作に前向きに取り組む生産者で、収入保険や農業共済などのセーフティネットに加入しているかた、または加入を検討している方	国	近畿農政局 生産部 園芸特産課 TEL:075-414-9023
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のために4日以上労務できない場合に傷病手当金を受け取れる場合があります。 (傷病手当金支給開始月の直近継続3か月間の給与収入合計額÷就労日数)×2/3×支給対象日数	勤め先から給与の支払いを受けている国民健康保険または後期高齢者医療に加入している被用者の方	国	【国民健康保険被保険者】 国保医療課 TEL 0745-79-7528 【後期高齢者医療保険被保険者】 奈良県後期高齢者医療広域連合 TEL 0744-29-8430

(2) 減免・支払い猶予などに関するもの

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
水道料金の基本料金免除	令和2年7・8月検針分（請求は令和2年8・9月）の水道料金の基本料金を免除します。	令和2年7・8月検針の対象となるすべての給水契約者 ※申請不要	市	上下水道部受付センター TEL 0745-76-2301
給食費無償化	公立小・中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園に通う子どもの給食費2ヶ月分（6月・7月分）を無料とします。	市内の公立小・中学校、幼稚園、保育所及び認定こども園に通う子どもの保護者 ※申請不要	市	教育総務課 TEL 0745-44-3329
国民年金保険料の特例免除申請	臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請・国民年金保険料学生納付特例申請が可能です。	令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により所得が相当程度まで下がった方	市	市民課 TEL 0745-44-3302
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免	次の(1)(2)のいずれかに当てはまる方は保険料が減免となる場合があります。 (1)新型コロナウイルス感染症により納付義務者（主たる生計維持者を含む）が死亡、または重篤な傷病を負った世帯 (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により納付義務者（主たる生計維持者を含む）の事業収入等※の著しい減少が見込まれる世帯 ※事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入の4種類	国民健康保険料納付義務者・後期高齢者医療保険料納付義務者と主たる生計維持者・介護保険料納付義務者と主たる生計維持者	市	【国民健康保険料・後期保険料について】 国保医療課 TEL 0745-79-7528 【介護保険料について】 介護福祉課 TEL 0745-79-7521
国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の徴収猶予など	新型コロナウイルス感染症に納付義務者（主たる生計維持者を含む）が罹患された場合のほか、失業、事業の不振・休廃止などにより所得が著しく減少したことなどにより、納付が困難になった場合には、保険料の徴収猶予（原則6ヶ月）や分割納付などが認められる場合があります。	国民健康保険料納付義務者・後期高齢者医療保険料納付義務者と主たる生計維持者・介護保険料納付義務者と主たる生計維持者	市	保険料収納課 TEL 0745-43-7109
市税の徴収猶予制度	市税に関して、適用可能対象者については一定期間の納税の猶予を行います。	新型コロナウイルス感染症に関連して収入が一定割合減少した等の納税が困難な方	市	納税促進課 TEL 0745-44-3310
水道料金、下水道使用料の納付猶予	水道料金、下水道使用料について、支払いが困難となる人を対象として、一定期間支払いの猶予を行います。	新型コロナの影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度等の対象の方をはじめ、一時的に水道料金及び下水道使用料の支払いが困難と認められる方 ※個別に相談・申請が必要です	市	上下水道部受付センター TEL 0745-76-2301

(3) 対応期間の延長に関するもの

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
個人市民税の申告 期限延長	感染拡大のため、期限内に申告することが困難な かたについて、3月16日(月)以降であっても 柔軟に申告受付しています。	個人市民税の申告が必要な方	市	税務課 TEL 0745-44-3307
障害児福祉手当、特別 障害者手当の手続き 期間延長	障害児福祉手当、特別障害者手当の有期認定に係 る診断書等の提出期限を1年間延長します。	令和2年2月末から令和3年2月末 までの間に有期認定に係る診断書等 の提出期限がある受給者	市	社会福祉課 TEL 0745-79-7151 FAX 0745-79-7532
自立支援医療(育成医 療・更生医療・精神通 院)の支給認定 有効期間延長	自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院) に係る支給認定の有効期間を1年間延長します。	令和2年3月1日から令和3年2月 末までの間に、自立支援医療の支給 認定の有効期限を迎える方	市	社会福祉課 TEL 0745-79-7151 FAX 0745-79-7532
マイナンバーカードの 交付	マイナンバーカードの受取期限を過ぎた場合で も、当面お受け取りが可能です。また、感染症に 関することを理由に、本人が受け取りに来られな い場合は、代理人に交付することが可能です。た だし、本人の運転免許証・旅券など顔写真付き身 分証明書が必要です。	マイナンバーカードの交付申請をし て、自宅に交付通知はがきが届いた 方	市	市民課 TEL 0745-44-3302
マイナンバーカードの 電子証明書の更新	マイナンバーカードに搭載されている電子証明書 の有効期限を過ぎた場合でも、無料で新しい電子 証明書を発行することが可能です。	マイナンバーカードの電子証明書の 有効期限を過ぎた方	市	市民課 TEL 0745-44-3302
中長期在留者、特別永 住者の住居地届	有効期間満了から3か月後までの在留カード、特 別永住者証明書の住所地の変更が可能です。	本年の3月～7月までの間に在留期 間が満了する中長期在留者 カードの有効期間から3か月を経過 しないもの	市	市民課 TEL 0745-44-3302
要介護認定及び要支援 認定の有効期間延長	面会等の制限による認定調査の実施が困難な場合 においては、要介護認定及び要支援認定の有効期 間を延長(12ヶ月間)します。	令和2年5月・6月・7月末に認定 期限が終了となる方	市	介護福祉課 TEL 0745-79-7521
中長期在留者、特別永 住者の在留許可	在留期間満了の3か月後まで我が国に合法的に在 留することが可能です。	本年の3月～7月までの間に在留期 間が満了する中長期在留者 (出生の場合は出生の日から30日 を経過する日が3月～7月までの間 の人)	国	入国管理庁 TEL 03-3580-4111
有料道路通行料金の障 がい者割引の有効期限 延長	有料道路通行料金の障がい者割引の有効期限を令 和2年7月31日に延長します。	令和2年3月1日から令和2年7月 30日までの間に、障がい者割引の 有効期限を迎える方	その他	社会福祉課 TEL 0745-79-7151 FAX 0745-79-7532

(4) 相談窓口

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
心の健康相談	臨床心理士がカウンセリング、心理検査等心の健康相談に応じます。 平日 9時～17時（事前予約制） 料金 2,000円 ただし中学3年生までのかたとその保護者、生活保護世帯のかた、障害者手帳（身体・療育・精神）をお持ちのかたは無料	市民及び市内在勤者	市	保健センター 3階 心の健康相談室 TEL 0745-43-5586
健康相談	健康に関する相談窓口	全市民	市	保健センター TEL 0745-77-3965
無料法律相談	毎月第2・第4水曜日、午後1時30分から午後4時50分まで（1人25分） 相談日当日の午前8時45分から庁舎2階にて先着順で予約受付（8人まで） ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、6月は、予約・相談ともに電話により実施しています。（7月からは、市役所の会議室で行う予定） また、新型コロナウイルスの影響により、DV、離婚、雇用など法律相談のニーズが増加していることが考えられるため、既存の相談日に2日追加して実施します。 追加する日：7月1日（第1水曜日）	香芝市在住の方	市	総務課 TEL 0745-44-3333
女性法律相談	配偶者からのDVやデートDVなどの女性に対する暴力、ハラスメント、離婚やそれに伴って生じる問題など、女性が抱えるさまざまな法律問題について、女性弁護士が相談に応じます。 日時：毎月第4木曜日 午後1時30分～午後4時30分 場所：市役所会議室棟 相談方法：一人につき30分の面談相談（要予約）	市内在住・在職の女性	市	市民協働課 TEL 0745-44-3314

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
人権相談	<p>新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害のほか、さまざまな人権問題について、人権擁護委員が相談に応じます。</p> <p>日時：毎月第1水曜日 午前9時～午後3時</p>	市内在住・在職の方	市	市民協働課 TEL 0745-44-3314
消費生活相談 (悪質商法など)	<p>消費生活相談に関する相談（新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法等、契約に関するもの）をお受けします。</p> <p>・香芝市：月・火・水・金 10:00～12:00、13:00～15:00</p> <p>・広陵町：木 10:00～12:00、13:00～15:00</p> <p>※7月1日まで電話相談のみ</p>	香芝市・広陵町内在住・在勤の方	市	香芝市消費生活センター TEL 0745-44-3313 広陵町消費生活センター TEL 0745-55-1001 (内線 2142)
帰国者・接触者相談センター（新型コロナ受診相談窓口）	<p>新型コロナウイルスに感染した不安のある方は、こちらに電話相談してください。</p> <p>少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください。（こちらに該当しない場合の相談も可能）</p> <p>★息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合</p> <p>★重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合</p> <p>（※）高齢者。糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方及び妊婦の方</p> <p>★上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合</p> <p>（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐにご相談ください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）</p> <p>平日・土日祝 24時間</p>	奈良県民向け	県	奈良県庁 TEL 0742-27-1132
相談窓口（奈良県庁）	<p>新型コロナウイルス感染症について一般的な相談窓口</p> <p>平日・土日祝 8時30分～17時15分</p>	奈良県民向け	県	TEL 0742-27-8561

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
相談窓口 (奈良県中和保健所)	新型コロナウイルス感染症について一般的な相談窓口 平日 8時30分～17時15分	奈良県民向け	県	TEL 0744-48-3037
奈良県女性の再就職準備 相談窓口	就職を希望する女性のために、キャリアコンサルタントが仕事の探し方や計画的な就職活動についてアドバイスします。 日時：火～土曜日 午前9時30分～午後5時30分 相談方法：電話・面接相談（要予約）	就職を希望される女性	県	奈良県女性の再就職準備相談窓口 TEL 0742-24-1150
新型コロナウイルス感染症関連 SNS こころの相談 (厚生労働省)	新型コロナウイルス感染症の影響による心の悩みについてチャット形式で相談できます。	全ての人	国	「新型コロナウイルス感染症関連 SNS 心の相談」でネット検索
こころの耳	全国の働くかたや、その家族、企業の人事労務担当者の方々からのメンタルヘルス不調などの相談に応じます。 月・火 17時～22時 土日 10時～16時（祝日・年末年始はのぞく）	労働者やそのご家族、企業の人事労務担当者の方	国	働く人の「こころの耳相談電話」 TEL 0120-565-455
よりそいホットライン	どんな人の、悩みにもよりそって一緒に解決する方法を探します。 24時間 毎日 外国語可	全ての人	国	TEL 0120-279-338
新型コロナウイルスに係る厚生労働省電話相談 (コールセンター)	新型コロナウイルス関連肺炎の発生についての厚生労働省の電話相談窓口 9時～21時	全ての人	国	厚生労働省の電話相談窓口 TEL 0120-565653
みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)	新型コロナウイルス感染症に関連する人権侵害のほか、さまざまな人権問題について、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じます。 日時：平日 午前8時30分～午後5時15分	人権問題についてお困りの方	国	みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) TEL 0570-003-110
子どもの人権110番	いじめや体罰、不登校や親による虐待といった子どもをめぐる人権問題の解決に導くための相談を受け付けます。 日時：平日 午前8時30分～午後5時15分	人権問題についてお困りの方	国	子どもの人権110番 TEL 0120-007-110

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
女性の人権ホットライン	配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクハラ、ストーカー行為といった女性をめぐるさまざまな人権問題について相談を受け付けます。 日時：平日 午前8時30分～午後5時15分	人権問題についてお困りの方	国	女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810
外国人権相談ダイヤル	外国人であることを理由に不当な差別を受けているなどの人権問題について相談に応じ、悩みの解決のため、最善の方法を一緒に考えます。 日時：平日 午前9時～午後5時	人権問題についてお困りの方	国	外国人権相談ダイヤル TEL 0570-090911
DV相談+（プラス）	配偶者やパートナーから受けているさまざまな暴力（DV）について、専門の相談員が対応します。 ・電話相談：24時間 ・メール相談：24時間 ・SNS（チャット）相談：正午～午後10時 ※メール・SNS（チャット）相談は10か国語対応	配偶者やパートナーから暴力（DV）を受けている方	国	DV相談+（プラス） TEL 0120-279-889
中南和法律相談	無料法律相談 毎月第1・第3金曜日、午後1時から午後4時まで（1人30分まで） 相談日の2週間前の日の午前9時30分から先着順で予約受付 ※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話相談に切り替えて実施しています。（7月からは、市役所の会議室で行う予定）	中南和地域の住民	その他	奈良弁護士会 TEL 0742-22-2035
新型コロナウイルス対策110番	新型コロナウイルスに関する無料電話法律相談 6月30日（火）までの平日、午後1時から午後4時まで（1人30分まで） 無料（ただし別途、電話料金がかかります）	中小企業者、個人事業者、労働者、消費者等	その他	奈良弁護士会 TEL 0742-27-5056
新型コロナウイルス感染対応のための無料電話相談	資金繰り、補助金など事業面での悩み、生活支援、給付金等に関する相談 7月30日までの火曜・木曜、午前10時から午後3時まで（1人30分まで）	奈良県民	その他	奈良行政書士会 TEL 0742-95-5400
生活困窮者自立支援相談	生活、仕事、家計（債務等）などさまざまな問題で困っている人に対して、相談員や就労支援員が各種関係機関と連携し、課題解決に向けてサポートを行います。	市民	その他	市社会福祉協議会 くらし・しごと相談窓口 TEL 0745-76-7104

(5) その他支援制度等

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
中長期在留者、特別永住者のマイナンバーカード	有効期間を満了したマイナンバーカードの再交付手数料が無料です。	本年の3月～7月までの間に在留期間が満了する中長期在留者	市	市民課 TEL 0745-44-3302
DV支援措置の受付方法	当面の緊急措置として郵送等によりDV等支援措置申出書の受付をします。	DV等支援措置申出を行なう方	市	市民課 TEL 0745-44-3302
市民図書館 web サービス	市民図書館ホームページで市民図書館にある本の予約や借りている本の貸出期間の延長手続きができます。	利用される時点で有効な図書館利用者カードを所持し、パスワードの登録をされている方	市	市民図書館 TEL 0745-77-1600
読み聞かせ動画配信・無料公開書籍サイトの案内	読み聞かせの動画配信や書籍の全文無料公開がされているサイト（期間限定を含む）を市民図書館ホームページで紹介します。	幼児・児童及び保護者、一般市民	市	市民図書館 TEL 0745-77-1600
点字図書及び録音図書郵送サービス	希望される点字図書及び録音図書（デジータ図書を含む）を郵送で貸出します。	香芝市内に在住・在勤・在学で、身体障害者手帳をお持ちの視覚障害の方	市	市民図書館 TEL 0745-77-1600
在宅身体障害者等図書郵送サービス	身体に障害のあるかた等を対象に、市民図書館にある本を郵送で貸出します。	香芝市内に在住で、 ・身体障害者手帳をお持ちで障害の程度が1～3級の方 ・要介護度4又は5の方 (※施設等へ入居されている人は除きます。)	市	市民図書館 TEL 0745-77-1600
妊婦へのマスクの配布	妊婦1人につき不織布マスクを10枚配布します。	6月以降、妊娠届をされた方	市	保健センター TEL 0745-77-3965
妊婦へのマスクの配布	妊婦1人につき布マスクをひと月あたり2枚配布します。	住民登録があり、配布日時点で妊娠している方（里帰りされている方を含む）	国	保健センター TEL 0745-77-3965
妊婦へのマスクの配布	妊婦1人につき不織布マスクを10枚配布します。	住民登録があり、配布日時点で妊娠している方（里帰りされている方を含む）	その他	保健センター TEL 0745-77-3965

2. 企業および個人事業主などの方へ

(1) 助成・給付などに関するもの

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
家賃支援給付金	<p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金を支給。</p> <p>・給付額：法人は最大 600 万円、個人事業者は最大 300 万円を一括支給。</p> <p>・申請期間：令和 2 年 7 月 14 日～令和 3 年 1 月 15 日。</p>	<p>以下①②③をすべて満たす事業者</p> <p>①資本金 10 億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者</p> <p>②5 月～12 月の売上高について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1 か月で前年同月比▲50%以上 または、 ・連続する 3 か月の合計で前年同月比▲30%以上 <p>③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い</p>	国	<p>家賃支援給付金コールセンター</p> <p>0120-653-930</p> <p>(平日・土日祝日 8:30～19:00)</p>
持続化給付金	<p>事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給</p> <p>中小法人等 最大 200 万円</p> <p>個人事業者等 最大 100 万円</p>	<p>営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者</p>	国	<p>持続化給付金事業コールセンター</p> <p>TEL 0120-115-570</p>
小学校休業等対応助成金	<p>新型コロナウイルス感染症による小学校等の臨時休校に伴い、保護者である従業員が休んだ際に、年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた場合に助成</p> <p>・補助率：10 分の 10</p> <p>・1 人 1 日 8,330 円上限</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、従業員の雇用の維持を図る事業者</p>	国	<p>学校等休業助成金・支援金受付コールセンター</p> <p>TEL 0120-60-3999</p>
雇用調整助成金	<p>労働者に対して一時的に休業等をさせ、雇用の維持を図るために休業手当等を支払った場合、助成金が支給されます。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、従業員の雇用の維持を図る事業者</p>	国	<p>ハローワーク大和高田</p> <p>TEL 0745-52-5801</p> <p>雇用調整助成金コールセンター</p> <p>TEL 0120-60-3999</p>
小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）	<p>新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために、前向きな投資を行いながら販路開拓に取り組む事業者に対し補助金を支給します。</p>	<p>下記①～③のいずれかの対策を行う小規模事業者</p> <p>①サプライチェーン毀損への対応、</p> <p>②非対面型ビジネスモデルへの転換、</p> <p>③テレワーク環境の整備</p>	国	<p>香芝市商工会</p> <p>TEL 0745-77-4328</p>

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金	奈良県の新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に上乘せ支給します。 1事業者当たり 中小法人等10万円 個人事業者等5万円	県からの要請で4月25日から5月6日までの全ての期間を継続して休業等に協力した、市内に事業所を有する中小企業及び個人事業主に対して *県の協力金の交付決定を受けている必要があります。	市	市役所緊急経済対策本部 TEL 0745-76-2001(代表)
飲食店等テイクアウト・デリバリー支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、テイクアウトまたはデリバリーの導入等を行った県内飲食事業者に対し、その導入に要する経費について、予算の範囲内において、奈良県が補助金を交付。	県内飲食事業者（奈良県内で飲食店等を営む法人及び個人） ※飲食店等とは、飲食店又は飲食を提供する宿泊施設であって、かつ、飲食スペースを有する施設を指す。	県	奈良県豊かな食と農の振興課「テイクアウト等補助金係」 0742-27-8988 (平日9時～12時、13時～17時)
新型コロナウイルス感染症対策タクシー事業者支援補助金	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、タクシー車両内における運転席と後部座席を隔離する飛沫防止対策にかかる費用について助成 ・補助率：10分の10 ・タクシー1台につき27,000円上限	奈良県タクシー協会新香芝部会に加盟するタクシー事業者	市	生活安全課 TEL 0745-44-3304

(2) 融資に関するもの

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
市制度融資	市内の金融機関で融資を受ける場合、固定利率2.175%のうち1%の利子を補給、信用保証料の70%を補給します。	本市に住所または事業所の所在地があり、市内で1年以上事業を営んでいる方等	市	商工振興課 TEL 0745-44-3312
新型コロナウイルス感染症対応資金	新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少し資金繰りが悪化している事業者に対し、無利子・無保証料での融資が受けられます。 ※融資の相談は取引のある金融機関に相談してください。	セーフティネット保証4号（前年同月比売上20%減）、セーフティネット保証5号（前年同月比売上5%減）、危機関連保証（前年同月比15%減）の市認定を受けた事業者	県	○セーフティネット保証 商工振興課 TEL 0745-44-3312 ○融資について 奈良県地域産業課 TEL 0742-27-8807

(3) 支払い猶予・減免・対応期間の延長に関するもの

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
水道料金、下水道使用料の納付猶予	水道料金、下水道使用料について、一定期間支払いを猶予します。	新型コロナの影響を踏まえた貸付制度を利用されている事業者の方をはじめ、一時的に水道料金及び下水道使用料の支払いが困難と認められる事業者 ※個別に相談・申請が必要です	市	上下水道部受付センター TEL 0745-76-2301
市税の徴収猶予制度	市税に関して、適用可能な事業者については一定期間の納税の猶予を行います。	新型コロナウイルス感染症に関連して収入が一定割合減少した等の納税が困難な方事業者	市	納税促進課 TEL 0745-44-3310
水道料金の基本料金免除	令和2年7・8月検針分（請求は令和2年8・9月）の水道料金の基本料金を免除	令和2年7・8月検針の対象となるすべての給水契約者 ※申請不要	市	上下水道部受付センター TEL 0745-76-2301
法人市民税の申告納付期限延長	新型コロナの影響により期限内に申告等ができないやむを得ない理由がある場合、法人市民税の申告納付期限を延長します。	新型コロナの影響により決算作業が間に合わない等の影響をうけている法人市民税の納税義務者	市	税務課 TEL 0745-44-3308

(4) 相談窓口

制度・手続き名	概要	対象者	実施主体	問い合わせ先
新型コロナウイルス対策110番	新型コロナウイルスに関する無料電話法律相談 6月30日（火）までの平日、午後1時から午後4時まで（1人30分まで） 無料（ただし別途、電話料金がかかります）	中小企業者、個人事業者、労働者、消費者等	その他	奈良弁護士会 TEL 0742-27-5056
新型コロナウイルス感染対応のための無料電話相談	資金繰り、補助金など事業面での悩み、生活支援、給付金等に関する相談 7月30日までの火曜・木曜、午前10時から午後3時まで（1人30分まで）	事業者	その他	奈良行政書士会 TEL 0742-95-5400